埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領施行細則

１　趣旨

　　この細則は、埼玉県企業局建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要　領（以下「要領」という。）の試行に当たり必要な事項を定めるものとする。

２　第１条関係

　　要領は、対象契約以外の契約については適用しない。

３　第３条関係

　　対象契約は、一般競争入札又は随意契約の方法により締結することとなるが、特例政　令で認められている限り、第２９条第１項ただし書の規定によるもの以外の随意契約を　禁止しているものではない。

４　第４条関係

（１）「前日から起算して○○日前まで」とは、公告日と当日との間に「中○○日」必要　　であるという趣旨である。なお、この「○○日」は、県の休日を含んだ日数とする。

（２）第５条の掲示は、公告日から入札期日までの間に行う。

５　第５条関係

（１）入札説明書の交付は、交付を求める者から交付願書（様式例１）を提出させ、直接　　行う。なお、交付願書は、実際に交付を受けに来た者の名義（一般従業員等の名義で　　もよい）で作成させるものとし、押印は認めない。

（２）入札参加者心得は、入札説明書の一部であるので、必ず交付すること。

（３）入札説明書には、入札に参加するに当たり必要な事項を具体的かつ明確に記載する。

（４）第２項第１２号の「前各号に掲げるもののほか必要な事項」の例としては、次のよ　　うなものがある。

　　ア　第４条第１項第１７号に掲げる事項を公告したときは、当該事項

　　イ 入札説明書等（入札説明書及び第３項の規定により交付する第２項第１号イに掲　　　げる事項を記載した説明書（以下「仕様書等」という。）を総称する。以下同　　　じ。）の内容に関する質問について次に掲げる事項

　　（ア）方法

　　（イ）必要書類

　　（ウ）受付期間

　　（エ）受付場所

　　（オ）回答方法及び回答日

　　ウ　低価格入札をした者は、低価格入札の調査のための事情聴取に協力すべき旨（落　　　札者の決定に係る調査基準価格を設けたときに限る。）

（５）入札の対象が建設工事であるときは、「建設工事に係る現場説明等の実施につい　　て」（平成９年６月２３日付企局経第２１６号）第３に定めるところにより、入札説　　明書に施工条件を明示するものとする。

（６）第３項の規定による仕様書等の交付は、交付願書（個人・法人用：様式例２。共同　　企業体用：様式例３）を提出させ、直接行う。なお、交付願書の様式は、入札説明書　　においてあらかじめ明らかにしておくものとし、被認定者又は認定申請を行った者　　（共同企業体にあっては代表構成員）の名義（個人事業主又は法人の代表者の名義。　　当該契約において代理人を置いたときは当該代理人の名義）で作成させる。

６　第７条第８条関係

（１）認定要件を決定するに当たっては、企業局に設置する入札参加資格審査委員会（企　　業局工事請負等業者選定委員会設置要綱第２条に定める業者選定委員会をもってこれ　　に代える）に諮るものとする。

（２）第７条第３項第２号に掲げる事項について認定要件を定めるときの取扱いは、次に　　定めるところによる。

　　ア　施工（施行）中のものは実績の対象としない。

　　イ　実績の対象となる建設工事等の施工（施行）場所を限定することはできない。

　　ウ　共同企業体による施工実績については、出資比率が一定以上のときのものに限る　　　ことができる。

　　エ　施工（施行）実績を記載した書面（建設工事の場合：様式例４）及び施工（施　　　行）実績を証する書類を認定申請書に添付させる。

（３）第７条第３項第３号に掲げる事項について認定要件を定めるときの取扱いは、次に　　定めるところによる。

　　ア　技術者の資格について要件を定めるときは、資格名の後に「又はこれと同等以上　　　の資格」という文言を加える必要がある。

　　イ　技術者の実務経験について要件を定めるときは、実務経験の対象となる建設工事　　　等の施工（施行）場所を限定することはできない。

　　ウ　配置予定技術者の資格や実務経験を記載した書面（建設工事の場合：様式例５）　　　及び必要に応じ配置予定技術者の資格や実務経験を証する書類を認定申請書に添付　　　させる。

（４）事業所の所在地について認定要件を定めることはできない。

（５）建設業許可の更新申請中であるため第７条第４項第４号に掲げる書類の提出ができ　　ないときは、次の書類の提出をもってこれに代えることができる旨定めるものとする。

　　ア　更新前の建設業許可の通知書の写し又は証明書

　　イ　更新に係る建設業許可申請書の副本（主たる営業所の所在地の都道府県庁の受領　　　印のあるもの）の写し

（６）（５）の定めは、第７条第４項第７号及び第８号に掲げる書類の提出について準用　　する。

（７）第７条第４項及び第８条第５項により原本を提出すべき旨定めている書類のうち、　　次の書類については、写しをもって原本に代えることができる旨定めることができる。

　　ア　第７条第４項第１号から第３号までに掲げる書類

　　イ　第７条第４項第４号、第７号及び第８号に掲げる証明書

（８）第７条第５項の名簿については、様式例６を参考に作成するものとする。

（９）第７条第６項の規定は、例えば、認定申請時に添付された建設業許可の証明書上の　　許可の有効期間が入札期日前に満了するときに、入札期日において許可を有すること　　を証する書面の入札書提出時の提出を義務付ける場合などを想定したものである。

（１０）第７条第９項の規定は、認定申請後に指名停止を受けた者があった場合などを想定したものである。

７　第９条関係

（１）入札の対象が建設工事であるときに入札説明会（現場説明）を実施するときは、　　「建設工事に係る現場説明等の実施について」第１（２及び７を除く）に従い行うも　　のとする。

（２）被認定者からの入札説書等についての質問に対する回答は、ファクシミリにより行うことができる。この場合、確認書（様式例７）を相手方（代表者又は当該契約における代理人の所在する営業所の従業員であれば、契約締結権限を有する者でなくてもよい）からファクシミリで徴収し、相手方への到達を確認する。

８　第１０条関係

（１）入札保証金（現金）は、原則として出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に納付　　させるものとする。

（２）地方自治法施行令第１６７条の７第２項の規定により、担保として提供することに　　より入札保証金の納付に代えることができるものは、当分の間、利付国債及び埼玉県　　債に限るものとする。

（３）第１項の規定により申請による免除を行うときは、免除の可否について客観的に判　　断できるよう、免除を受ける者に必要な要件を具体的かつ明確に定めなければならな　　い。

９　第１４条及び第１５条関係

（１）第１４条第１項の確認の際に一般競争入札参加資格認定通知書を提示できない者は　　入札場所から退室させる。

（２）共同企業体の全構成員が同一人に入札の権限を委任したときは、全構成員に係る入　　札参加者が入札場所に入室している（この場合は一人）こととなるので、さらに入札　　立会者を指定してその者を入札場所に入室させることはできない。

（３）入札の対象が建設工事であるときは、初度入札時の入札金額見積内訳書の提出を必　　ず求めるものとする。なお、様式例及び記載する科目例については、「建設工事に係　　る現場説明等の実施について」様式２に掲げるところによる。

10　第１６条関係

　　郵便による入札書の提出期限は、当該提出期限の日と入札期日の間が、県の休日を除　き「中２日」となるよう設定するのを原則とする。時刻については、郵便が到着する時　刻を考慮の上設定するものであるが、本庁においては午後４時から５時までの間で設定　するものとし、他の時刻とするときは文書課とあらかじめ協議する。

11　第１８条関係

（１）第２項中「当該入札事務に関係のない職員」とは、例えば土木事務所であれば、入　　札執行に直接関与する庶務担当課及び積算等に携わった技術担当課の職員以外の職員　　と考えられる。

　　　道路関係工事の場合、治水担当課の職員は「当該入札事務に関係のない職員」であ　　るといえる。

（２）入札参加者等の立会を欠く入札者が複数いるときであっても、「当該入札事務に関　　係のない職員」が１人立会えば足りる。

12　第２２条関係

（１）入札立会者にはくじを引く権限はない。

（２）「当該入札事務に関係のない職員」がくじを引くときは、１人で複数の入札者に係るくじを引くことができる。

13　第２４条関係

　　１２の定めは、第２項のくじ引きに準用する。

14　第２５条関係

　　落札者の決定に係る調査基準価格の設定については別途定める。また、低価格入札の調査については、別記１に定める。

15　第２８条関係

（１）第２項の通知は、ファクシミリにより行うことができる。この場合、確認書（様式　　例７）を相手方（代表者又は当該契約における代理人の所在する営業所の従業員であ　　れば、契約締結権限を有する者でなくてもよい。）からファクシミリで徴取し、相手　　方への到達を確認する。

（２）初度入札時に郵便による入札をした者があったときの再度入札期日は、第２項の通　　知をした日の１４日後を標準（初度入札期日と同じ曜日）とする。

（３）再度入札における郵便による入札書の提出期限については、１０を準用する。

16　第３２条関係

　　第１項第６号の「契約の相手方を決定した手続」とは、一般競争入札、随意契約の別　をいう。

17　その他

（１）入札の対象が建設工事であるときの標準的な事務の日程については、別記２に定め　　るところによる。

（２）要領の規定により通知を行うときは、常に同時に行うなど、手続における業者間の　　平等な取扱いについて特に留意するものとする。

（３）共同企業体への通知は、代表構成員に対して行う。

（４）入札結果等の公表については、別記３に定めるところによる。

（５）入札に関する書類は５年以上保存しなければならない。

18　企業局における運用について

　　要領及び施行細則に係る企業局の運用に関し必要な事項は企業局長が定める。

　　附則

　この施行細則は、平成８年５月１日から施行する。

　　附則

　この施行細則は、平成１２年４月１日から施行する。

　　附則

　この施行細則は、平成１２年１２月１日から施行する。

　　附則

　この施行細則は、平成１５年４月１日から施行する。

　　附則

　この施行細則は、平成１８年４月１日から施行する。

 附則

　この施行細則は、平成２０年９月１日から施行する。

 附則

　この施行細則は、平成２１年７月１日から施行する。

 附則

　この施行細則は、平成２１年９月１日から施行する。

附　則

この施行細則は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則

　この施行細則は、令和３年４月１日から施行する。

別記１

　　　落札者の決定に係る調査基準価格の設定及び低価格入札の調査について

１　低入札調査基準価格の算出方法

　ア　予定価格算出の基礎となる次に掲げる①～④の額の合計額に、１００分の１０５を　　乗じた額とする。

　　　ただし、その額が予定価格に１０分の９を乗じて得た額を超える場合にあっては

　　１０分の９を乗じた額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場　　合にあっては１０分の７．５を乗じた額とする。

　　　なお、算出に当たっては、①～④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、　　端数整理後の額に１００分の１０５を乗じることとする。

　　　① 直接工事費の額に１０分の９．５を乗じて得た額

　　　② 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

　　　③ 現場管理費の額に１０分の８を乗じて得た額

　　　④ 一般管理費等の額に１０分の３を乗じて得た額

　イ　特別なものについては、アにかかわらず、予定価格の１０分の７から１０分の９ま　　での範囲内で決裁権者が定める額とする。

２　予定価格調書への調査基準価格の記載

　　入札の適正な執行を確保するため、予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格　のほかに、「調査基準価格○○円」と記載し、さらに、入札書と比較するために調査基　準価格に１０５分の１００を乗じて得た金額を「（調査基準価格の１０５分の１００　　○○円）」と記載しておくものとする。

３　低価格入札の調査の実施

　　当該工事を実施する機関の長（以下「実施機関の長」という）は、最低価格入札者か　ら入札金額の決定理由及び入札金額見積内訳書の内容について聴取し、次に掲げる事項　について確認、照会及び調査を行い、その結果を様式例８により発注機関の長に報告す　るものとする。

（１）確認事項

　　ア　入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況

　　イ 同種・類似の手持ち工事の状況

　　ウ　入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的関係

　　エ　手持ち資材の状況

　　オ　資材購入予定先及び入札者と資材購入予定先との関係

　　カ　手持ち機械数の状況

　　キ　労務者の具体的調達見通し

　　ク　過去に施工した公共工事名及び発注者

　　ケ　その他必要な事項

（２）照会・調査事項

 ア　確認事項についての調査検討

　　イ 過去に施工した公共工事の成績状況

　　ウ　経営状況（取引金融機関、履行保証に関する保証会社、前払金に関する保証会社　　　等へ照会）

　　エ　建設業法違反の有無

　　オ　賃金不払いの状況

　　カ　下請代金の支払い遅延状況

　　キ　その他必要な事項

４　最低価格入札者を落札者とするか否かの決定

　　発注機関の長は、入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、前記　３の調査結果報告に基づいて、最低価格入札者の入札価格が他の者の入札価格よりも異　常に低い価格であったか否かを勘案しつつ、契約の内容に適合した履行がなされないお　それがあるか否か及び公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当　であるか否かを判断し、当該最低価格入札者を落札者とするか否かを予定価格作成者の　決裁を受けて決定し、その旨を、実施機関の長と発注機関の長が同一でない場合は、実　施機関の長に通知するものとする。

　　なお、委員会の審査に基づく低入札価格調査の審査結果については、委員会の会長か　ら発注機関の長へ様式例９により通知するものとする。

５　監督体制の強化と追跡調査の実施

　　低入札価格調査の対象者を落札者として決定した場合においては、契約後、施工体制　台帳の写しの提出を求め、あわせて、下請け業者や建設労働者等に対するしわ寄せが行　われていないかなどを確認する追跡調査を行うものとする。また、重点的な監督業務や　厳格な検査も実施する。

　　これらにより、適正な施工の確保について特に遺憾のないよう措置するものとする。

別記２

ＷＴＯ対応一般競争入札事務処理体系図（建設工事の例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　規　 標 | 対象工事の決定 |  |
| 　定 準 |  |
| 　日 日 | 執行伺い |  |
| 　数 数 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 入札公告の県報登載 |  |
| ※40日以上 |  ３ 週 間 （ 15 日 ） |  | 入札説明書の配布開始 |
|  |  |
|  | 入札参加資格認定申請の受付開始 |  |
|  |  |  |
|  【 単 　体 】　 【 特定ＪＶ 】 |
|  |  |  |
|  | ＪＶ結成 |  |
|  |  |
| （ |  |  |  | 入札参加資格認定申請の受付締切 |  |
| 10 2日週）間 |  |  |
|  | 入札参加資格の認定審査 |  |
|  |  |
|  |  |  | 入札参加資格認定審査結果の通知 |  |  | 入札参加資格認定申請の追加受付 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  | （仕様書等の交付） |  |  | 認定審査が終了しないおそれがある旨の通知 |  |
|  ３ 週 間 （ 15 日 ） |  |  | 入札説明書・仕様書等の交付 |
|  | （現場説明会の開催） |  |  |  |
| 見 |  |  | 入札参加資格の認定審査 |  |
| 積 | 入札説明書等に関する質問の受付 |  |  |  |
| 期 |  |  | 入札参加資格認定審査結果の通知 |  |
| 間 | 入札説明書等に関する質問に対する回答 |  | 入札説明書等に関する質問に対する回答 |
|  |  |  |
|  |
|  |  |  | 入札保証金の納付 |  |
|  |  |
|  |  | （ |  |  |  | 郵送による入札書の提出期限 |  |
|  ３ |  |  |
|  日 |  |  | 入札・開札 |  規 |
|  ） |  | 　　　　　　　　　定 |
|  | 低入札価格調査 | 　　　　 日 |
|  |  | 　　　　　　 数 |
|  | 再公告の県報登載 |  |  |  |
|  |  |  |  |  ※40日以上 |
|  | 入札・開札 |  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |  |  | 落札者の決定 |  |
| 72日以内 |  |  |
|  | 落札決定の通知 |  |
|  |  |
|  | 入札保証金の還付 |  |
|  |  |
|  | 契約保証金の納付 |  |
|  |  |
|  | 契約締結 |  |
|  |  |
|  |  |  | 落札者等の公示の県報登載 |  |
|  |  |
|  | 入札に関する記録の保存 |  |

（注）1 日数は翌日から起算する日数であり、土曜、日曜、祝日等を含む実日数（７日＝１週間）である。 2 （ ）内の日数は、土曜、日曜、祝日等を含まない日数（５日＝１週間）である。

 3 ※印の日数は、短縮できる場合がある。

別記３

 　　　　　　　　　　　入札結果等の公表について

１　入札結果の公表は、入札執行機関において行う。

２　公告内容については、公告日以後に公表する。

３　次に掲げる事項は、取りまとめ終了後直ちに公表して差し支えないものとする。

　（１）認定申請者数

　（２）被認定者数

　（３）認定申請者名

　（４）被認定者名

４　設計金額については、入札執行前に公表するものとする。

５　入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

　（１）予定価格

　（２）調査基準価格

　（３）入札経過（全入札者名及び入札金額）

　（４）入札結果（落札者名及び落札金額）

６　５に掲げる事項の公表については、入札終了後、入札結果等を入札執行者が発注機関　の長に報告した後とする。

７　入札が不調に終わった場合の入札結果等は、原則として次の各号に定めるところにより、電子計算システムによる建設情報管理事務処理要領に定める様式第１１号（３）を　使用し、公表するものとする。

　一　再入札に付する場合　再入札執行後の入札結果等の公表時

　二　随意契約に移行する場合　契約の相手方の決定後（この場合最終の見積結果も合わせて公表するものとする。）

８　低価格入札があった場合の入札結果等は、低入札価格調査結果を入札参加者に通知した後、公表するものとする。

 ただし、低入札価格調査の結果、再入札に付する場合及び随意契約に移行する場合は、前記７による。

９　公表は、原則として閲覧方式により行うものとし、閲覧場所は、発注機関の長が指定する場所とする。なお、閲覧に当たり、閲覧者の氏名等の記帳は要しないものとする。

10　閲覧簿の様式については、電子計算システムによる建設情報管理事務処理要領による様式第１１号（３）入札（見積）経過及び結果表を使用するものとする。

11　閲覧期間については、原則として当該年度の３月３１日までとする。ただし、やむを得ない場合については、翌年度の５月３１日まで延長することができる。

様式例１

入札説明書交付願書

年　　月　　日

（あて先）

埼玉県公営企業管理者

 　　　 所在地

 　商号又は名称

 　役職名

 　氏名

　下記の一般競争入札について、入札説明書を交付願います。

記

１　入札対象工事（業務）

（１）名称

（２）場所（建設工事に限る）

２　公告日

 　　　年　　月　　日

様式例２

 個人・法人用

仕様書等交付願書

年　　月　　日

　（あて先）

埼玉県公営企業管理者

 　　　所在地

 商号又は名称

 役職名

 氏名

　下記の一般競争入札について、入札の対象となる建設工事等の仕様書及び図面を交付願います。

記

１　入札対象工事（業務）

（１）名称

（２）場所（建設工事に限る）

２　公告日

 　　　年　　月　　日

様式例３

 特定建設工事共同企業体用

仕様書等交付願書

年　　月　　日

　（あて先）

埼玉県公営企業管理者

 特定建設工事共同企業体の名称

 　　 代表構成員 所在地

 　　　　 商号又は名称

 　　　　 役職名

 　　　　 氏名

　下記の一般競争入札について、入札の対象となる建設工事等の仕様書及び図面を交付願います。

 　　　記

１　入札対象工事（業務）

（１）名称

（２）場所（建設工事に限る）

２　公告日

 　　　年　　月　　日

様式例４

施工実績調書

 商号又は名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名等 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 契約金額 |  |
| 工期 | 　　　　年　　月～　　　　年　　月 |
| 受注形態等 |  単体／共同企業体（出資比率　　　　％） |
| 工事諸元等 |  |  |
|  |  |  |

様式例５

配置予定技術者調書

 商号又は名称

|  |  |
| --- | --- |
| 　技術者区分 | 　　　主任技術者／監理技術者 |
|  従事予定者名 |  |
|  生年月日（年齢） |  |
|  最終学歴 |  |
|  法令による免許 （取得年月日）　（登録番号等） |  |
| 現在の受持工事 |  工事名 |  |
|  施工場所 |  |
|  工期 | 　　　　年　　月～　　　　年　　月 |
|  従事役職 |  |
| 従事実績 |  工事名 |  |
|  発注機関名 |  |
|  施工場所 |  |
|  契約金額 |  |
|  工期 |  年　　月～　　　　年　　月 |
|  従事役職 |  |
|  |  |

様式例６

一般競争入札被認定者名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札対象工事　（業務） | 名　称 |  | 場所（建設工事のみ） |  |
| 公　告　日 | 　　　　年　　月　　日 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　商号又は名称 | 　　　　代表者氏名 | 　　　　　所　在　地 | 　　　　備　　　　考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式例７

ファクシミリ文書収受確認書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あて先）

埼玉県公営企業管理者

 所在地

 商号又は名称

 役職名

 氏名

　ファクシミリで送信された下記の文書を収受しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

文書名

|  |
| --- |
|  |

様式例８

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長

低入札価格調査について

　このことについて、下記のとおり報告します。

記

１　工事名

２　工事場所

３　設計額　　　　（例：３～７別紙入札結果表のとおり）

４　調査基準価格

５　入札金額

６　入札年月日

７　入札者名

８　調査の内容

（１）入札者からの聴取事項

　ア　入札金額の決定理由

　イ　入札金額見積内訳書の内容

（２）確認事項

　ア　入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況

　イ　同種・類似の手持ち工事の状況

　ウ　入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的関係

　エ　手持ち資材の状況

　オ　資材購入予定先及び入札者と資材購入予定先との関係

　カ　手持ち機械数の状況

　キ　労務者の具体的調達見通し

　ク　過去に施工した公共工事及び発注者

　ケ　その他必要な事項

（３）照会・調査事項

　ア　確認事項についての調査検討

　イ　過去に施工した公共工事の成績状況

　ウ　経営状況

　エ　建設業法違反等の有無

　オ　賃金不払いの状況

　カ　下請代金の支払い遅延状況

　キ　その他必要な事項

９　調査に対する所見様式例９

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長

低入札価格調査の結果について

　このことについて、　　　　年　　月　　日に行われた入札参加資格審査委員会の結果に基づき、下記のとおり答申します。

記

１　工事名

２　工事場所

３　入札年月日

４　調査基準価格等（例：別紙入札結果表のとおり）

５　調査結果

　　（例：第一順位者である○○○○㈱を当該契約の内容に適合した履行が確保できると　　　認める